

令和3年度 12月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年12月27日(月) 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟1階 104・105会議室
- 3 出席委員 (15人)

1番 (会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (15人)

中澤美知男	西山五十志	若杉 隆義	猪爪 清正	山本 秀樹
本間 正三	小林 隆	小林 一芳	長谷川 孝	白井 貞一
茨木 栄一	阿部 保則	武田 正兄	永井 昌夫	田澤 利英
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第47号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第48号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより12月定例総会を開催します。議事日程に従い進めさせていただきます。</p> <p>本日は、全員ご出席です。</p> <p>本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また本日は、農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、10番、松井市雄委員、11番、岩野惣市郎委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案、議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた4ページの総括表をご覧ください。</p> <p>12月総会における許可案件は、中野小屋地区、3条許可3件、全地区合計3件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>追加議案1ページ、議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年11月22日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。第1地域、中野小屋地区です。1号、所在は西区大友で、田2筆、293㎡について、売買する案件です。申請理由は農業経営規模拡大です。</p> <p>次に、2号及び3号は譲渡人が同一人の案件です。</p> <p>2号は西区保古野木で、畑3筆491㎡を譲渡人の本家へ、また、3号は西区保古野木で、田畑9筆2、715㎡を譲渡人の夫の本家へ</p>

<p>議 長</p>	<p>贈与するものです。</p> <p>なお1号から3号まで、調査委員会に付されています、以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長 (12番)</p>	<p>調査案件は、議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、3件です。</p> <p>1号、中野小屋地区です。12月20日に現地確認を行った結果、現況は休耕田でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>次に2号及び3号は中野小屋地区で、譲渡人が同一人の案件です。2号は、譲渡人の本家へ、また、3号は譲渡人の夫の本家へ贈与するものです。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、2号、3号ともに農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第48号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第48号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第47号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた5ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規、6年のものが1件、10年のものが16件で、所有権移転分、売買、交換はありません。賃貸借権設定更新、3年のものが4件、6年のものが13件、10年のものが25件、賃貸借権移転分、10年のものが2件、全地区合計61件の申請です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規及び更新で3年のものが6件、6年のものが3件、10年のものが9件、全地区合計18件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>6ページ、議案第47号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表、8ページ、更新分の地区別実績表で、9ページが、合計の地区別実績表となりますので、9ページの地区別実績表の合計を読み上げます。</p> <p>赤塚地区4件、面積は11,351㎡、中野小屋地区11件、面積は31,897㎡、内野地区3件、面積は8,183㎡、坂井輪地区2件、面積は13,831㎡、黒埼地区38件、面積は167,899㎡、四ツ郷屋地区1件、面積は5,459㎡、合計59件、面積は238,620㎡です。</p> <p>10ページ、提案文です。</p> <p>「議案第47号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。 令和3年12月27日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>提案文以降、10ページから23ページが内訳で、それぞれの契約</p>

議 長	<p>内容になります。</p> <p>23ページは、集積計画に含まない、賃貸借権移転にかかる内訳になります。</p> <p>次に、24ページから中間管理事業の地区別実績表です。</p> <p>24ページが新規分の地区別実績表で、更新分はなく、25ページが合計の地区別実績表となりますので、25ページの合計の地区別実績表を読み上げます。</p> <p>中野小屋地区2件、面積は1,176㎡、坂井輪地区2件、面積は7,487㎡、黒埼地区14件、面積は79,584㎡、以上、全地区合計18件、面積は88,247㎡です。</p> <p>26ページから29ページまでが新規分の内訳です。</p> <p>30ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和4年1月17日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第47号には4件の委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>14ページ1号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員 退室)</p>
議 長	<p>それでは、14ページの1号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員 入室)</p>

議 長	次に、16ページの13号です。関係委員は退室してください。 (関係委員 退室)
議 長	それでは、16ページの13号について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。 (関係委員 入室)
議 長	次に、19ページの28号です。関係委員は退室してください。 (関係委員 退室)
議 長	それでは、19ページの28号について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。 (関係委員 入室)

議 長	次に、22ページの42号です。関係委員は退室してください。 (関係委員 退室)
議 長	それでは、22ページの42号について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。 (関係委員 入室)
議 長	次に、ただ今、先議しました案件以外の案件について審議します。ご質問、ご意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。議案第47号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	議案第47号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。次に、報告事項に入ります。報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する

事務局	<p>照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>農政振興係所管の報告事項を説明する前に、5ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段、農地中間管理事業の利用配分計画は、賃貸借権設定新規3年のものが6件、6年のものが1件、10年のものが11件、更新はなく、移転10年のものが6件、全地区合計24件です。</p> <p>31ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、新規分の地区別実績表です。</p> <p>32ページが合計の地区別実績表です。地区別の合計は、中野小屋地区2件、面積は1,176㎡、坂井輪地区2件、面積は7,487㎡、黒埼地区14件、面積が79,584㎡、全地区合計18件、面積は88,247㎡です。</p> <p>33ページから36ページまでが新規分の契約内容です。</p> <p>地区別実績表に含まれない中間管理権移転分は、37ページから38ページがその内訳となっています。</p> <p>なお、中間管理権にかかる県公告は、令和4年2月25日です。以上です。</p>
事務局	<p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、4ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計24件です。</p> <p>39ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計14件、田畑合計78筆、57,983㎡の解約を受理しました。</p> <p>43ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計2件、田畑合計7筆、4,501㎡の相続による届出を受理しました。なお2号は、農業委員会による農地売却等あっせんの希望を予定しています。</p> <p>44ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計1筆、203㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>45ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計5件、畑合計7筆、1,404㎡の転用届出を受理しま</p>

<p>議 長</p>	<p>した。</p> <p>47ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったものは3件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地、一部農地として回答しました。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了しますが、去る12月9日に、農政振興部会を開催しておりますので、農政振興部会長から会議内容の報告をお願いします。</p>
<p>農政振興部会長 (12番)</p>	<p>12月9日に農政振興部会を開催したので、報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて17名でした。</p> <p>協議議題は、農作業賃金の決定について、標準小作料、農地の実勢賃借料の決定について、荒廃農地調査の結果について、でした。</p> <p>最初に農作業賃金の決定についてです。</p> <p>農作業賃金は過去に積み上げた農作業賃金とJA及び他の農業委員会が公表している農作業賃金の標準額をベースに、本年度の水稻栽培における肥料や農薬等の材料費と作業料金を積み上げた10アール当たりのすべての経費の試算を加えて決定しました。</p> <p>委員からは、肥料、農薬及び燃料等の資材費が高騰している中で、米価が下落した。経費を見直すことも重要。上がった経費をそのまま、農作業賃金や機械作業料金に上乗せした場合、実際の取引とは乖離していくことになるのではないかと。部分的な作業受託より、全部受託の方が大勢を占めている。耕起、田植え、収穫の作業は、大型農機具の性能が向上し、作業時間が短縮されているが、農機具の購入経費が大きく、農作業賃金を下げられない状態にあるといった意見が出されました。</p> <p>協議の結果、令和4年公表の農作業賃金等は、新潟県の最低賃金が1時間当たり859円に改定されたことから、臨時雇用の賃金を8時間労働につき6,900円とし、それ以外は、すべて昨年同様としました。</p> <p>乾燥調整にかかる農作業賃金は、単位を60キロ当たりから30キロ当たりに変更し、60キロ当たり2,000円を30キロ当たり</p>

1, 000円に変更しました。

次に、標準小作料、農地の実勢賃借料の決定についてです。

本年度から6農業委員会共通で、農地中間管理機構を通して契約されたものを公表することになりました。これを受けて、人・農地プランを実施した地区の賃借料に近い数値を平均値としました。

土地改良費を耕作者負担とした場合、データ数692筆で、10アール当たりの実勢賃借料の平均値は12,000円、最高額は20,000円、最低額は4,000円として公表することにしました。

農作業賃金、農地の実勢賃借料の公表は、来年1月、6農委統一の畑にかかる実勢賃借料が示されたのち、チラシを作成、JAを通じて配布するほか、西区農業委員会だより3月号にチラシを折り込み、農家に対して周知する予定です。

次に荒廃農地調査の結果についてです。

荒廃農地の解消面積は利用意向調査の期限である12月末に確定する予定です。2ヘクタール程度が解消され、農地の荒廃は止まっている状態であるとのことでした。

西区では、砂丘地帯に荒廃が進み山林化した農地、特に不整形な農地、接道がない農地、傾斜地、水利施設がない農地が多く存在します。このような農地が特に多い四ツ郷屋地区や内野地区では非農地判定を進めているとの説明があり、地区担当委員から意見を伺いました。

委員からは、非農地判定され農地でなくなると誰でも買うことができるのか。外国人の投機目的に利用されないか。不法投棄の温床になりやすくなるのではないか。といった質問がありました。

事務局からは、非農地判定により農地法による規制はなくなるとしても、農業振興地域の整備に関する法律に指定されていることに変わりはなく、併せて、新潟市では都市計画法が適用されているので、そのようなことにはならないとの説明がありました。

荒廃が進む農地の問題や未相続農地の問題も含めて、農地利用の最適化を進めていくとした法律改正に従っていくことが重要であると認識しました。

また、耕作放棄地の所有者は、農業生産を十分に行っている、農地の取得に支障があると判断されるというデメリットがあります。耕作放棄地が多い西区では、さらに問題点を整理し、慎重に判断していくこととし、協議を終了しました。

農地の利用意向調査の件数は、1,000筆以上です。期限までに回答がない場合は、各委員から回答書提出の働きかけをお願いすることにしました。以上です。

議 長	<p>次に去る12月7日、8日に、令和3年度新潟県女性農業委員等研修会が開催され、当農業委員から2名の委員が参加されましたので、参加した鈴木委員から報告をお願いします。</p>
委 員 (12番)	<p>令和3年度新潟県女性農業委員等研修会に参加しましたので、報告します。12月7日の午後と8日の午前、新潟東映ホテルを会場に開催され、西区農業委員会からの参加者は女性委員の江端委員と私、鈴木でした。</p> <p>初日は東京農業大学国際食料情報学部の堀部篤教授から「農地の有効利用に向けて」をテーマにご講演いただきました。</p> <p>次に、柏崎市農業委員会と阿賀野市農業委員会から事例報告がありました。柏崎市農業委員会からは当初予定者の水野美穂農業委員の代理の方より、農家の高齢化により担い手が少なくなった自分たちの地域をみんなで守り、10年後20年後につなぐといった事例報告がありました。阿賀野市農業委員会からは見尾田正幸農業委員より全国農地ナビを利用したあっせん・現地確認活動について事例報告がありました。現在スマホで農地ナビを閲覧しているが、画面が小さいので、タブレット端末が必要だと言ったことを話されていました。</p> <p>続いて第20回定例総会が開催され、事業及び決算報告、事業計画及び予算案が協議し、承認されました。</p> <p>2日目は講師に一般社団法人全国農業会議所事務局長の稲垣照哉様をお迎えし、「農業委員会を取り巻く情勢と女性の委員への期待」をテーマに講演がありました。</p> <p>2日間にわたる講演・事例報告では国の農業政策の動向・遊休農地の発生防止・女性委員の登用等について多くの農業を取り巻く状況について学ばせていただきました。</p> <p>にいがた女性農業委員の会は今年で20周年を迎え今回の研修には初代会長も参加していただき、県内から参加の55名の女性農業委員とともに活発な意見交換ができ、有意義な研修会でした。以上です。</p>
議 長 事務局	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p> <p>48ページ、1、2月の業務日程です。</p> <p>はじめに1月の日程です。</p> <p>4日、火曜日、午前10時から、6農業委員会会長による新年あいさつ回りが行われます。</p> <p>5日、水曜日、午前9時30分から、西区関係の新年あいさつ回り</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本間 雄一

署名委員 松井 市雄

署名委員 岩野惣市郎